

第7回JAS制度のあり方検討会の議事概要

平成16年5月19日(水)10:00～
日本郵政公社本社2階共用会議室A～D

1. 委員の出欠

委員18名中15名が出席

※欠席者・・・岩田委員、奥野委員、山本委員

2. 議事概要

(1) 第6回検討会で委員から出された意見の整理

(資料1「第6回JAS制度のあり方検討会で出された意見」を事務局から説明)

(2) JAS制度のあり方検討会 中間取りまとめ(案)について

(資料2「JAS制度のあり方検討会 中間取りまとめ(案)」のうち、「I. 検討に当たっての基本的な視点」及び「II. JAS規格のあり方」を事務局から説明)

座長：ここまでの部分については、岩崎委員、岩田委員及び森澤委員からご意見を提出いただいている。何か補足すべき点があれば願います。

委員：「はじめに」については、JAS規格の役割が今後とも重要である旨を記述してほしい。JAS規格、品質表示基準とも歴史的な経緯を踏まえて対応すべきである。JAS規格のコンセプトについては、まず標準となるものを明確にし、その上で特色規格があり得るのではないか。また、個別品目の品質表示基準による名称規制を外してしまうと、どのようなものが出てくるか分からない。これは、食の安全・安心を推進するという視点から問題ではないか。

委員：原則としていく特色規格とはどのようなものかが明らかでない。消費者の価値観が多様化している中で、何をもって「相当程度の明確化」と判断するのか、具体例が必要なのではないか。また、特色規格は、現行の特定JAS規格との整理が必要。流通JASについては、トレーサビリティは必要だと思うが、その他にどのような規格ができるか疑問。さらに、加工原料の生鮮食品の規格に関連し、原料原産地表示を徹底するよう言及してほしい。

委員：従来のJAS規格の役割を踏まえ、今後も残すべき規格がある旨を付記すべき。用語に関して、「標準規格」の英訳について、「標準」も'standard'、「規格」も'standard'であるが、どうすべきか。また、国語辞典で「標準」を引くと「規格」と出てくるし、「規格」を引くと「標準」と出てくる。

標準規格は特色規格の例外と位置づけられ、標準規格の範囲が非常に狭くなっている印象がある。標準規格を制定する要件について、整理の仕方が分かりにくい。また、等級別規格は、標準規格と特色規格によって構成されるとしているが、そういうものは例外中の例外となってしまうが、それでよいのか。

委員：増量やまがい物の排除というJAS規格の役割は既に終わったのではないか。消費者は、標準品としてのJASマークを商品購入時の判断材料としていない。

標準のものについては、特にJASマークを付して訴える必要はないのではないか。生産者は、消費者ニーズに対応するため、原材料等を工夫している。特色規格は考え方としてはよいと思う。何と比べて特色を明確化するか、という基準を示す意味では、標準規格は存在意義があるかもしれない。

委員：食の安全・安心の観点は大切であるが、林産物を食品と同じ立場で考えるのは無理がある。林産物の特色を踏まえた記述を設けてほしい。林産物は、標準規格や業務用取引規格が主であり、今後も充実させていくべき。また、品目横断的規格の扱いが軽くなっている印象がある。規格廃止の要件については、林産物は消費量が少ないので小売販売額100億円よりも低い基準を設けてほしい。

委員：JAS規格が担ってきた役割は評価すべきであり、その上でJAS規格の役割を今後どのようにシフトしていくかが重要。中間取りまとめのはじめで評価と展望を明確にすべき。BSEに関心が高まる中で、飼料や動物用医薬品の情報が分かる生産情報公表牛肉のJAS規格には注目している。酪農における成長ホルモン使用の問題に関しても、生産情報公表JAS規格が重要な役割を担うと考える。JAS規格は、消費者にとって食の安全・安心を担保するための目安であるべき。消費者が感情論になだれこまないようにするためにも、JAS規格が果たすべき役割があるのではないかな。

委員：JASの良い点をもっと強調すべき。有機JAS規格や生産情報公表JAS規格は、消費者に安心を与えるものである。先ほど出た標準規格の英訳について、'basic standard'「基本規格」というのはどうか。特色規格は'characteristic standard'として整理できるのではないかな。

委員：標準規格が例外的な扱いになるのは適切なのだろうか。特色規格と標準規格を並列として考えるべきではないかな。従来の規格の役割を評価することは賛成。一方、生鮮食品のJAS規格に関連して原料原産地表示について具体的に取りまとめに盛り込む必要があるかどうかは疑問である。また、他の規格について具体的な例示がないのに、ここだけ高齢者向け製品、環境に配慮した製品といった例示を行うのは突出した印象を受ける。具体的な例示までは不要ではないかな。

座長代理：標準規格を制定するために、増量・まがい物が存在することを示さなければならぬのは厳しい。品質の差が小さい場合は廃止とあるが、本当にそれでよいのか。特色規格を制定するベースとして標準規格が必要なのではないかな。特色規格と標準規格が並列させるのがよいと思う。

委員：特色規格を原則としなくてもよいのではないかな。取りまとめには、これまでの規格に加え、新しい視点を盛り込み規格を拡充するという前向きの考え方を記述すべき。その目玉として、食の安全・安心を支える新しい規格、例えば生産行程を管理するJASとして、ISO22000やGMP（適正製造規範）、GAP（適正農業規範）を取り入れた規格を検討してはどうか。また、JAS規格の制定・見直しの基準の中で、食品添加物の限定という例示があるが、この部分は「消費者ニーズに対応」とだけでよいと思う。

委員：消費者はお墨付きマークを求めており、それに対応するにはJ A Sマークが最適ではないか。消費者が店頭で商品を購入する際、1つの商品を2秒で選んでいる人と、商品をじっくり見る人の2つのタイプがある。J A Sマークは1種類として、特色規格か標準規格かといった規格の性格を付記することとし、特色規格については、その特色を強調表示することを推奨すれば、J A Sマークだけを見て選んでもよく、また、J A Sマークに付記されている性格や近接した表示内容をじっくりとを見て選ぶこともできる。

委員：林産物の規格は、等級化が基本ということを記述していただきたい。

事務局：各委員のご意見を踏まえ、「はじめに」の部分も含め、これまでのJ A Sの役割等について、修文したものを次回に再度お示ししたい。そもそも、今回J A S規格のあり方について改めて検討を行っているのは、何のためのJ A S規格、J A Sマークなのかという考え方が混在しており、制度そのものの必要性が問われかねないという問題意識からである。割り切りすぎている印象があるかもしれないが、コンセプトについては、「あれも、これも」ではなく、考え方や役割を明確化すべきだと思う。また、本検討会ではJ A S規格全体としてのコンセプトを検討していただいております、個別品目について、特色規格とするか、標準規格とするかはJ A S調査会でご議論いただくこととなる。なお、委員からご指摘のあったように、生産情報公表J A S規格等、現行制度の枠内においても新たな規格の検討を進めているところである。

事務局：林産物の規格についての考え方は、書きぶりを工夫して取りまとめに反映させるが、基本的には業者間取引規格に該当すると理解している。また、委員からの提出いただいた資料の中で、表示内容の真正性を認証するJ A S規格について、いくら任意とはいっても実質的にはマーク取得を強制することになるのではというご意見があった。これについては、J A S規格化すべき個別の表示内容に関しては個々に必要性、実行可能性を議論する必要性はあるだろうが、制度全体の枠組みとしての必要性は否定できないと考える。

(資料2のうち「Ⅲ. J A S規格の認証のあり方」及び資料3「登録格付機関等による格付制度に係る対応方向」を事務局から説明)

委員：登録認定機関の登録基準としてI S Oガイド65を引用するに当たっては、登録認定機関から事業者への指導・助言はコンサルティングに該当するとして一概に禁止するのではなく、ある程度の指導・助言は認めてほしい。業務の公正性や秘密保持をどのように担保するか、十分に留意されたい。また、生糸に関しても念頭に置いて検討をお願いしたい。

委員：現行の登録基準において、検査員や判定員の資格要件が実態に合わない面がある。学歴や職歴だけでなく、検査にも熟知している必要があり、より一層の見直しと技術的な指導をお願いしたい。また、登録認定機関による製品検査は良いアイデアだと思うが、有機農産物等の生産プロセスの規格については、例えば残留農薬のチェックは大変であり、どの程度の検査を行うべきか検討してほしい。

事務局：機密保持については、ISOガイド65にも規定されていることから、違反すれば事後チェックの対象となる。検査員や判定員の要件については、ISO 65では登録認定機関が基準を定めることとされており、国は登録審査の際にそれをチェックすることとなる。製品検査の方法の詳細については、今後検討したい。

委員：木材については、最近、県産材を使っていこうとの流れの中で、公共事業についてはJAS格付品使用と仕様書にあることから、地元の零細な製材工場の製品のI種格付が増えてきている。I種格付を受ける製品については生産記録を付けるなどの改善により、対応が可能なのではないかと懸念される。また、規格の考え方についても、林産物の規格は工業規格のような性格があり、大幅な見直しや変更を頻繁に行うのはおかしいのではないかと。

委員：1軒の家を建てる際、「ある部分に使用する材の性能は大丈夫か」と問われることから、格付を受けてJASマークを残すための仕組みとして、I種格付が必要。認定工場の製品の格付が基本となるのは当然であるが、登録格付機関もしっかり見ており、I種格付が担っている役割も考慮すべき。

委員：資料3において、「違法状態が放置されてしまうおそれ」という記述があるが、「違法状態」という部分に違和感がある。一般事業者が意図的にJAS規格不適合品を混ぜたというなら分かるが、これはサンプリング検査自体の限界の問題ではないかと。

事務局：「違法状態」の部分については、JAS規格不適合品にJASマークが付いていた場合に、誰も責任が問われない仕組みは不適當なのではないかと、という問題意識である。

性能・品質の保証としてJASマークを残すことが重要というご指摘については、そのとおりであり、今回のご提案は、JASマークは不要ということではなく、JASマークを付けるための仕組みを工夫してはどうか、ということである。I種格付の制度があれば、それに対するニーズは当然あろうが、一方で問題点もあることをどう考えるかである。委員のご提案のように、生産の記録を確認して、事業者責任を持たせるのが、まさに事業者認定であると考えている。

規格の考え方を頻繁に変更するというご指摘については、林産物の規格は取引規格として必要性があると考えており、その考え方は大きく変わることはないと考えている。

委員：マークを残すという発言の趣旨は、ロットに対する検査ではなく、製品単品に対する検査により認証を受け、JASマークを付けるための仕組みとしてI種格付が必要ではないかと、という意味である。

事務局：そもそもは、家を建てる段階でなく、工場の段階でJASマークを付けることが基本かと思うが、中小工場の製品や単品にJASマークを付けるための仕組みとしては、必ずしも登録格付機関による格付でなくてもよいのではないかと。また、販売業者が認定を受けることで手当てできるのではないかと。

- 委員：J A Sマークが求められているにもかかわらず、付けられない事態を防止し、性能や品質を保証するJ A Sマークへのニーズに応える意味でも、I種格付が必要。
- 委員：資料3において、認定の対象となる事業者として第三者検査機関を排除しているのはなぜか。
- 事務局：製品を所有している者が登録認定機関から認定を受け、自己責任を持って格付を行うということであり、第三者機関はその考え方に合致しないことから対象外と考えている。
- 委員：第三者機関のほうが信頼性があると思うのだが。
- 事務局：J A Sマークを付けた製品について、仮に不適合があれば、当該事業者自身が不利益を受けるという仕組みの方が、より信頼性を得られるのではないか。
- 座長：事業者を認定し、監査するのが第三者機関の役割であろう。ただ、林産物の規格については、飲食料品の規格とは異なる事情もあることは考慮すべき。
- 委員：林産物の場合、公共建築等でJ A S格付品が指定されている場合があり、そのようなニーズに対応する必要がある。I種格付も改善して存続させればよいと思う。
- 事務局：中小の製造業者や販売業者が、今後認定を受けられないという前提に立って議論するのではなく、現在I種格付を利用している事業者が、今後新たなチャネルで格付を行えるように移行していくというご提案であることにご理解いただきたい。

(資料2のうち「IV. 品質表示基準のあり方」を事務局から説明)

- 座長：この部分については、岩崎委員及び岩田委員からご意見を提出いただいている。何か補足すべき点があれば願います。
- 委員：従来、個別品目の品質表示基準により表示を義務付けることにより、消費者の信頼を得てきたこと、名称・定義については長い歴史の中で定着していることから、個別品目の名称規制を廃止することについては反対である。個別の基準の問題点は、個別の基準の議論の中で改善を図るべき。
- 委員：インターネット販売やカタログ販売は、身の回りでも利用者が増えている。表示規制の対象拡大については、利用者の安心につながるものであり、ぜひ実現してほしい。また、それらの表示のチェック体制についても、他制度との連携を含め、検討すべきである。
- 委員：個別の品質表示基準により、名称を厳格に規制する必要はないと思う。メーカーは、原材料や製法でさまざまな工夫をして製品開発を行っており、開発された製品がマヨネーズや中華めんと呼べない、というのは実態に合わない。標準的なものとして定義を示すことには意味があるが、それに表示規制を課して、違反を取り締まる必要はないと思う。
- 事務局：補足すると、一律に全ての品目の定義を廃止することをご提案しているわけではなく、個別品目の定義の示し方として、厳格な表示規制となる品質表示基準よりも、標準規格によって示すのが適当ではないか、ということである。ま

た、委員から提出いただいた資料の中で、近年は処分の対象となるような例はないとのことであるが、もし違反が存在していないのであれば、なおさら厳しく規制するよりも、フレキシブルな形で標準を示すほうが合理的ではないか。仮に個別の品質表示基準を廃止したとしても、製品の実体とかけ離れた名称表示があれば、横断的な品質表示基準の一般誤認防止ルールにより対処できる。

委員：今まで長年の間、表示の適正化に向けて各品目の業界で努力してきた。ここで大上段に個別品目の定義を廃止し、名称規制を緩めるのは納得できない。いろいろな名称の製品が出てきて混乱することが懸念される。

委員：日本ほど食品の種類が多い国はない。その一品一品について検証する必要性は疑問であり、また、実際に検証することは不可能だと思う。消費者にとって何がよすがとなっているかを考えるべき。個別品目の定義を全廃するのは、消費者の安全・安心に反する面があるかと思うが、かといって一品一品について名称を縛るのはどうかと思う。

座長：一般的な名称は、事業者や消費者が作ったものであり、国が定めているところはないのではないかと。国家が定めた名前が今後必要かどうか、文化として、利用者がどう考えるのかが問題である。

委員：どう名乗れるかということよりも、それぞれの製品の実体を分かりやすく表示することが重要である。「ある原材料が何パーセント含まれているから、〇〇と名乗れる」ということではなく、「その原材料が何パーセント含まれている」ということを表示するようにしていくべきではないか。

委員：個別品目の品質表示基準が歴史的に果たしてきた役割はあると思うが、消費者の選択としては、厳格な名称規制に当てはまらない「〇〇タイプ」が氾濫するよりは、一般的な名称で表示していただければよいと思う。業界定義のような形で対応していく方策もあるのではないかと。消費者と業界で考えればよく、法律でなくてもよい。ひやむぎ、そうめん、うどんの例でも、消費者はその名称よりも商品そのものを見て選ぶと思う。

委員：表示基準はきちんとしたほうがよいと思う。例えば、個別の商品名は「はちみつ入りマヨネーズ」でよいが、一括表示の「半固体状ドレッシング」という範疇は残しておくべきではないか。

委員：大枠としては、法律をもって名称を規制するのは、ある時期には必要かもしれないが、本来は不要かと思う。逸脱した名称に対して、一般誤認防止ルールでどこまで対応できるかという点が重要。

座長代理：一般的な名称の拠り所を誰が示すことになるのか。また、特色規格についても、同一の品目に複数の特色規格が乱立すると分かりにくくなる。

座長：以上、中間取りまとめ案の大きな方向性としては、概ね了解が得られたということによいか。委員からさまざまなご意見があった部分については事務局において再度整理していただいた上で、次回ご議論いただき、取りまとめを行いたい。

座 長：最後に、今後の日程と議題について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局：次回は6月29日（火）14時より、日本郵政公社本社2階共用会議室A～Dで開催する予定である。議題については、座長からご説明があったとおり、中間取りまとめ案を再度ご議論いただき、一定の取りまとめをしたいと考えている。

（以上）

（本議事概要については、今後一部修正が入る場合があります。）